

境川金森調節池事業説明会の議事要旨

1 開催概要

日 時	平成29年10月8日（日曜日）午後2時00分～午後5時00分
場 所	町田市南市民センター内ホール
参加者数	58名

2 主なご質問・ご意見と回答（要旨）

※複数の方から頂いた同様の質問については、集約して記載しています。ご了承願います。

(1) 事業計画等について

ご質問・ご意見	回答
境川金森調節池は本当に効果があるのか。	現在の流域対策を含む概ね 60 ミリ計画では 1 年に 10%の確率で発生する降雨規模に対応することを目標としております。これに、調節池整備により 5 ミリアップすると 5%の確率で発生する降雨規模まで対応できるようになります。また、シミュレーションの結果では、都内において昭和 49 年以降の水害統計による水害を受けた 113 降雨のうち、レベルアップ整備により 111 降雨で川からの溢水を防ぐ効果が期待できます。
資料 5 の境川金森調節池の効果は概ね 5 ミリではなく概ね 1 ミリではないのか。	境川金森調節池は当地より下流の都県管理境までの区間を対象としており、この区間に流入する 5 ミリ分の降雨を調節池で貯留します。そのため、境川金森調節池の整備による効果は概ね 5 ミリとなります。 (補足説明) 前回 8 月の説明会の資料については、南多摩東部建設事務所のホームページを参照して下さい。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/nantou/kouji/kasen-seibi.html)
なぜ西田スポーツ広場に調節池を整備するのか。より危険な上流に作れば良いのでは。	調節池の整備は下水道や支川からの流入状況に応じ、区間を定めており、その区間毎に調節池の配置を計画しております。そのため、西田スポーツ広場だけでなく上流にも調節池の整備を計画しております。
調節池が一杯になるのに約 2 時間を要すると説明しているが、本当は 74 分ではないか。	境川金森調節池への流入については、常に 34m ³ /s をカットするということではありません。34m ³ /s は最大カット量であり、降雨量が 65 ミリの最大時に入流する量です。降雨量は時間の経過とともに変わり、それに伴って洪水の流下量や調節池への流入量も増減することから、河川計画上、調節池一杯になるのは約 2 時間との結果となります。
100 ミリ降雨の際に境川金森調節池が一杯になったらどうするのか。	計画を超える規模の豪雨に対してハード対策ですべてを救うことは困難であります。そのため、ソフト対策と合わせて豪雨に対応していく必要があります。 (補足説明) 計画を超える豪雨に対しても調節池の貯留により被害軽減に寄与します。また、調節池整備は、境川流域全体に時間 65 ミリの雨が降る想定で計画しているため、局地的かつ短時間の集中豪雨であれば、時間 65 ミリ以上の降雨にも対応は可能です。
河床を掘削すれば良いのではないか。	下流神奈川県管理区間の流下能力以上に東京都管理区間の流下能力を上げると、下流県管理区間で溢水などの水害を引き起こす原因となります。人為的に災害を助長するような行為は河川管理者としてできません。

ご質問・ご意見	回答
河川整備計画に本調節池が明記されていないことは河川法の趣旨に反していないか。整備計画を作り直してほしい。	河川整備計画のパブリックコメントを実施した時点、またその後の国土交通省に同意申請した段階では、まだ場所が確定されていなかったため、本調節池の場所は河川整備計画に明記されておりませんが、都管理区間において整備する調節池の総貯留量と区間を明記しております。場所を明記できない場合、計画策定時点で記載可能な内容とすることは法令に違反していないと考えております。なお、境川金森調節池の整備は河川整備計画の記載内容に逸脱したものではないので見直しは考えておりません。
調節池を整備することについて、なぜ計画の話が挙げた段階で事前に住民に説明しなかったのか。	事業者として整備箇所や構築する構造物の大きさ、施工方法などの方向性を定めないと責任を持った説明ができないため、平成26年度の町田市との基本協定締結や基本設計実施後である平成27年9月に最初の事業説明会をさせて頂いた次第です。
局長、市長は境川金森調節池について地元から反対意見が出ていることは知っているのか。	説明会でのご意見等については、局長や市長など上司に間違いなく伝えております。
この調節池は神奈川県のための整備ではないのか。	境川金森調節池の治水上の効果は当地より下流の都県管理境までであり、その下流側の神奈川県管理区間では、本調節池の貯留効果は及ばず安全度は向上しません。 そのため、下流側の神奈川県のための整備ではなく、東京管理区間、町田市の皆様の安全度を高めるための調節池です。
神奈川県の今後の整備予定を具体的に提示してほしい。	8月5日の神奈川県からの説明でもあったように、いつどこでの程度までといった具体的な整備スケジュールは確定していないと思います。現時点では県管理区間全体の整備は概ね30年となっております。今後、事業進捗にあわせ、明らかにされていくものと思われれます。 (補足説明) 前回8月の説明会の資料については、南多摩東部建設事務所のホームページを参照して下さい。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/nantou/kouji/kasen-seibi.html)

(2) 工事全般について

ご質問・ご意見	回答
工事車両の通過により事故が起きるのではないか。また、振動が発生するのではないか。	工事車両通行に対する安全対策として、皆様のご意見を踏まえ、土砂搬出についてパイプコンベヤを適用するなど市道通行車両の削減を行うこととしております。また、これまでの説明会での説明どおり、交通誘導員を適所に配置するなど安全対策を実施します。 また、振動対策についても、皆様のご意見を踏まえ、調節池工事着手前に工事車両通行ルート of 車道舗装改修を実施するなど振動対策を実施します。
工事契約の相手や契約金額等が既に決まっているのではないか。	これから契約手続きに入るため、工事受注者や契約金額等は決まっておりません。
過去に行っていた工事で、現場に掲げている工事看板の内容が不明慮だったので、目的等ちゃんと書いてほしい。	過年度工事のお知らせについて至らなかった点については、今後しっかりと対応させていただきます。

(3) その他

ご質問・ご意見	回答
なぜ説明会が今日になったのか。	<p>前回 8 月の説明会は、これまでの説明会でのご意見に対する境川金森調節池等の詳しい説明と神奈川県による県管理区間における整備状況等について説明を行わせていただきました。これまでの説明会でいただいた意見と境川の現況や昨今の出水状況から、できるだけ早期に境川の治水安全度を向上させる必要があることなどを踏まえて庁内で検討した結果、境川金森調節池の取水開始目標である平成 36 年度に調節池の効果を発揮させていくことが必要であり、そのためには年度内の工事着手が必要だと判断しました。工事の契約手続き前に地域の皆様に説明をさせていただきたいと考え、また、会場確保の都合や地元小学校の運動会日程等に配慮した上、本日の開催とさせていただきます。</p>
配布資料 5 の 65 ミリの標記は流域対策を含むものであるから、そのことを明記してほしい。	<p>流域対策を含めて 65 ミリであることが分かる標記に修正します。 (補足説明) 配布資料 5 は「境川金森調節池の効果」を標記したものであり、修正版については南多摩東部建設事務所のホームページに掲載しています。 (http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/nantou/kouji/kasen-seibi.html)</p>
下流側の神奈川県と連携や話し合いはしていないのか。	<p>今年の 3 月に知事名で、神奈川県管理区間の早期改修を求める要望書を出しております。 (以下、補足説明) 神奈川県とは整備状況などの情報交換を行うなど、積極的に神奈川県と連携を図っております。引き続き、県管理区間の整備促進に向け取り組んでいきます。</p>
スポーツ広場の代替地を探しているのか。	<p>お祭り等の地域行事については、町田市の小中学校のグラウンドを活用していただけるように、所定の手続きを申し込んでいただくことが基本になると考えております。また、都で所有している鶴金橋上流遊水地の活用など検討を進めております。スポーツ利用については半径 5km 以内において 20 を超える大学等と協議をしてきております。西田スポーツ広場と同じ広さ等を確保することは困難であります。今後も最大限努力していきたいと思っております。ただし、代替機能の確保が工事の着手条件とは考えておりません。</p>
西田スポーツ広場は大きな災害があったときの重要な避難場所である。そこが使えなくなることは不安である。	<p>町田市の地域防災計画において、西田スポーツ広場は応急仮設住宅建設が可能な用地として想定されておりますが、災害があったときの避難場所としては指定されておられません。そのため、避難については別の場所に避難していただくような指示になるかと思えます。</p>
(7月13日付西田町内会長外連名の町田市長宛の境川金森調節池事業に関する) 要請書の回答に「東京都に伝える」と記載していたが、いつ、だれに報告したのか。	<p>町田市下水道部次長より東京都建設局河川部中小河川計画担当課長へ地元から提出していただいた要請書を 8 月にお渡しし、地元の方々から要望をいただいている旨を伝えております。</p>
前回 8 月の説明会で相模原市の土地について調節池整備の提案をしたが、検討結果を回答してほしい。それでは、提案した土地の対岸側はどうか。	<p>調節池に水を溜めるためには川より低いところに調節池を設置する必要がありますが、当該地は境川よりも 10m 程度高く、大規模な土留めが必要となります。また、がけ地は貴重種を含む緑地となっているため、その保全も必要であることから、調節池の整備には不向きと考えております。 対岸側については改めて調査させていただきます。</p>
調節池整備により土地の価格が下落した場合、補償してくれるのか。	<p>土地の価格について我々が判断することではありません。 地域の住環境への影響を極力低減するために、安全対策、騒音・振動対策を実施してまいります。</p>

ご質問・ご意見	回答
今回の説明会の通知はどの範囲で行っているのか。	これまでの説明会と同様、説明会開催のお知らせチラシは、金森5、6丁目の全域、金森3、4丁目、南町田1丁目の一部（西田町内会、西田団地自治会の全部、町谷町内会の一部）に各戸配布しております。
議事録を町内会回覧等してほしい。	本日の説明会の議事については整理し、（町内会長・自治会長と相談の上、）回覧することといたします。 （以下、補足説明） 議事録（速記録など）では量が膨大となり、内容がしつかり伝わらない可能性が懸念されます。このため、議事要旨をとりまとめたものを公表することとしました。なお、議事要旨として整理する際には、みなさまから頂いたご質問・ご意見の主旨を概ね記載するよう努めました。
説明会の開催を町田市での広報に載せてもらうことはできないか。	「広報まちだ」は毎月1日、15日に発行しているので、編集期日（発行日の約5週間前）に間に合うスケジュールであれば掲載は可能です。
地元住民と町田市で境川金森調節池が本当に必要か、話し合いがしたい。	町田市と地域の皆様が話し合いをすることは可能ですが、東京都で行う事業であるため、事業実施の可否については判断する立場にないことをご承知いただきたい。
上流の小山地区や忠生地区を含めてシンポジウムあるいは合同説明会を開いてほしい。	シンポジウム等については要望として承ります。
西田橋下流で行われた大和市側の土地区画整理事業の際に造成地で余ったブロック等を河川に投げ込んでいた。	現場や経緯について調べさせていただきます。
鶴間橋の右岸側で盛土や張芝をしているがあれは何か。	（これまでの1時間当たり30ミリ降雨対応護岸から50ミリ対応護岸の整備を行っている工事ですが、）元々両側に設置していた緩傾斜護岸勾配を急勾配にした護岸に改修しております。本工事では右岸側に盛土を設置し、河積を工事前と同様にしております。張芝は洪水による土の浸食を抑えるためのものです。
ハザードマップは何のためにあるのか。	水害時等における人命を最優先に考えた避難に活用するためのものです。
グリーンインフラ（流域対策）をどのように市民に浸透させるのか。	町田市では雨水浸透ますについて昨年度から設置の補助制度を開始しており、（「広報まちだ」などで）普及を促しております。
河川法12条について説明してください。	※説明会では回答していない項目でしたので、議事要旨にて回答します。 （河川法12条） 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。 2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。 3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。 4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。 上記のとおり、河川台帳に関する記述です。

※説明会時配布資料等は、東京都南多摩東部建設事務所ホームページに掲載しています。

（URL：<http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/nantou/kouji/kasen-seibi.html>）

<問い合わせ先>

- 調節池の計画等に関すること 東京都建設局河川部計画課 TEL 03-5320-5415
- 調節池の工事等に関すること 東京都南多摩東部建設事務所工事課 TEL 042-720-8676